

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 健康を取り巻く社会構造の変化

健康状態を示す包括的指標である「平均寿命」についてみると、我が国は昭和59年から今日まで、世界一の水準を示しています。この要因として、「感染症」などの急性疾患が激減したことが挙げられます。しかし、その一方では、がんや循環器疾患などの「生活習慣病」が増加しており、いまや死因の6割を占めています。また、長寿社会は介護の必要な高齢者や認知症の高齢者を増加させています。加えて、ライフスタイルの多様化による食生活の乱れや、自殺者の増加、うつ病などに代表されるこころの健康も大きな問題となっています。

このような疾病構造の変化に加え、少子高齢化の更なる進展により超高齢社会に突入するなか、ますます医療費や介護の負担は増加することが懸念されます。医療にかかる社会的負担を減らすためにも、すべての町民が生涯にわたって健康で自分らしくいるためにも、健康づくりの推進が求められます。

(2) 健康づくりの推進に向けた国や県の動向

国においては、平成12年に「健康日本21」を策定し、「すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」の実現のため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上をめざし、一人ひとりが自由な意志決定に基づいて健康を増進する国民健康づくり運動を推進してきました。

その後、平成15年5月に「健康増進法」が制定され、国民の健康づくり・疾病予防を推進する根拠法が整備されました。また、平成17年12月の「医療制度改革大綱」では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念が確立され、医療保険者による特定健康診査（特定健診）・特定保健指導が位置づけられました。

平成 23 年 3 月には「健康日本 21」の最終評価が行われ、これまでの基本的な方向性に加えて「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「重症化予防」「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」を新たに盛り込んだ「健康日本 21（第 2 次）」として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が平成 24 年 7 月に告示されました。

愛知県においては、県民の主体的な健康づくりへの取り組みを支援するため、平成 13 年に県民一人ひとりの健康づくりに取り組むための行動計画となる「健康日本 21 あいち計画」が定められました。その後、平成 17 年に中間評価が行われた後、平成 25 年 3 月に「健康日本 21 あいち新計画」が策定されました。この新計画にもとづき、すべての県民が「生涯を通じて、健康でいきいきと過ごす」ことができるよう、総合的な健康づくりが進められています。

（3）東浦町の健康づくりに向けて ●●●●●●●●●●

本町は、高齢化率は愛知県平均よりも低くなっていますが、それでも少子高齢化は進んでいます。また、死因別死亡割合をみても、3 大疾病（悪性新生物（がん）、脳血管疾患、心疾患）が 6 割弱と、県平均よりも高くなっていることから、生涯にわたる健康づくりが強く求められています。

本町では、平成 18 年 10 月に、「住民一人ひとりの健康増進をすすめ、健康的なまちづくり」を目的とした「東浦町いきいき健康プラン 21」を策定しました。策定後、食育推進の必要性が高まったことから、食育推進計画を含む「東浦町いきいき健康プラン 21【後期計画】」を策定しました。

本計画は、平成 28 年 3 月末に「東浦町いきいき健康プラン 21【後期計画】」の計画期間が終了することに伴い、計画の最終評価を行い、新たな社会状況の変化や健康課題などに対応し、東浦町の更なる健康づくりを推進するための健康増進計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法に定める市町村の「健康増進計画」として位置づけられ、「健康日本21（第二次）」や「健康日本21 あいち新計画」の方針や目標を踏まえるとともに、東浦町の地域特性や健康課題を捉えた総合的な健康づくり施策を推進するものです。また、「健やか親子21」に基づく母子保健計画も包含するとともに、食育基本法に基づく市町村食育推進計画をも包含します。

さらに、上位計画である第5次東浦町総合計画や関連諸計画との整合性を図ります。

3 計画の理念

東浦町では、すべての町民が、健康でいきいきと生活できる社会を目指し、5つの分野ごとにライフステージに応じた取組を進めてきました。

今後も、これまでの基本的な考え方を踏まえ、『健康でいきいきとした 自分づくり 家庭づくり まちづくり』を基本理念とし、まずは一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことから始め、家庭へ、まちへと健康づくりを広げていくことを目指します。

**「健康でいきいきとした
自分づくり 家庭づくり まちづくり」**

4 計画期間

本計画は、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間とします。国の「健康日本21（第2次）」の方針に基づきながら、平成32年度に中間評価を行い、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行います。また、それ以外にも社会状況の変化や法制度・計画などの改定に伴い、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

